「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月7日(木)から令和6年1月5日(金)までの間、「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画(素案)」に係る意見募集を行ったところ、 3名の方から4件の御意見を頂きました。御意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1		アルコール健康障がい対策として「発生予防」「進行防止」「再発防止」のため、正しい知識の普及と理解促進を図るため、関係機関において普及啓発を推進して参ります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	過度の飲酒が与える影響や飲酒に関する問題を抱えた場合の相談先について、広く周知してほしい。	アルコール健康障がいに対する正しい知識の普及と理解促進を図るとともに、適切な支援に繋げるための相談支援体制の強化、普及啓発を推進して参ります。
3	文章の訂正を提案します。 「1 計画の趣旨」から、文頭の下記を削除する。 「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と 文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な」 理由: 1)「アルコール健康障害」を推進する計画には不適切。 アルコールを良いものとして、酒害を推進する内容と解釈できるので誤解を与える。 小学校と中学校の保健体育教科書の酒害頁に、この文章はない。 2)飲酒者はこの文章で安心し、自分の酒量を「適切」と思い酒害へ向かっている。 3)心身に酒害を負った人達は、「不適切」の表現により自己否定し、周囲も負の烙印を押してしまう。	いただいたご意見を基に、案を修正いたしました。
4	依存症診断を集団検診に加える様、提案します。 1)先ず、県知事や市町村長、各議会の議員、警察や消防等を含む役所の課長職以上 2)次に全ての県内公務員に拡げます。 3)依存症と診断された人は、専門病院と自助会への参加を義務化し、回復してから職場へ復帰します。 4)それはEAPと呼ばれて、欧米を含め企業で採用され始めています。 5)依存症の早期発見・早期治療と回復してからの職場復帰を目指します。 6)酒による不祥事や事件の加害者に就いては、依存症治療を優先させる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。